最終更新日：2019年12月10日

株式会社武蔵野銀行
取締役頭取　長堀和正
問合せ先：総合企画部 (048) 641-6111 (代表)
証券コード：8336
http://www.musashinobank.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当行は、「地域共存」、「顧客尊重」という不変の経営理念のもと、コーポレート・ガバナンスの一層の高度化を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。
当行では、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、取締役会及び監査役会を設置し、取締役の職務について厳正な監視を行う体制としております。また、取締役会の下位機関として経営会議を設置し、日常的な業務執行の決定並びにそれら業務執行の監督を行うとともに、執行役員制度の導入により、経営と業務執行の役割分担を明確化し、取締役と執行役員がそれぞれ責任をもって業務を行う体制を確立しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、2018年6月改訂のコーポレートガバナンス・コードに記載された各原則を、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】
○政策保有する上場株式に関する方針
・政策保有株式については、地域金融機関として取引先との安定的・中長期的な取引関係の維持・強化等の観点から、地域経済の発展や当行の中長期的な企業価値向上に資するなどの保有意義が認められると判断される場合において、限定的に取引先の株式を保有します。
・政策保有株式については、保有意義や、保有に伴うリスク・リターンが、当行の資本コスト等を含めた総合的な判断基準に見合っているかについて、定期的に取締役会で検証し、保有に見合った価値が認められなくなった場合においては、取引先の十分な理解を得た上で、縮減を図ります。
・当行の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、その意向を尊重し、対応します。
○議決権の行使基準
・政策保有株式の議決権行使に際しては、当該企業のガバナンスの状況、中長期的な企業価値、経営状況、当行の中長期的な企業価値向上等の観点から総合的に勘案し、企業価値に大きな影響を及ぼす可能性のある議案については必要に応じて個別に対話を行い、賛否を判断いたします。

【原則1－7】
当行は、取締役との競業取引及び自己取引を行う場合には、株主の利益を害することのないよう取締役会規程において、取締役会での承認を要することとしています。
また、取締役会規程では、取締役会付議事項の執行状況について、以降の取締役会に報告することとしており、実質的な監視体制を整えております。

【原則2－6】
当行は、武蔵野銀行企業年金基金を通じて、以下の通り企業年金の積立金運用を実施しております。
・企業年金の運用にあたっては、市場運用の知識のある職員を配置しているほか、必要な知識習得や情報収集に努めております。
・年金資産の運用にあたっては、財務、リスク管理、市場運用の業務に精通した者等を構成員とする資産運用委員会における審議を通じて、加入者及び受給者保護の観点から運用の健全性を確保する体制を構築しております。
・委託先の運用機関に対しては、実効性のあるスチュワードシップ活動を求め、その活動状況についても定期的に報告を受けることでモニタリングしております。
・企業年金基金は、受益者代表が半数を占める代議員会における運用方針の決定、運用受託機関の選定を通じて、受益者と当行との間における利益相反の適切な管理に努めるとともに、受益者の利益の増進を図っております。

【原則3－1】
（1）経営理念や中期経営計画、長期ビジョンについては、ディスクロージャー、ホームページなどにおいて開示するとともに、IRなどの機会を活用し、情報発信しております。
（経営理念等　http://www.musashinobank.co.jp/company/philosophy/）
（長期ビジョン等　http://www.musashinobank.co.jp/company/mid_termplan/）

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。なお、基本方針はホームページに記載しております。
（基本方針　http://www.musashinobank.co.jp/company/pdf/corporate_governance_20181228.pdf）

（3）取締役会による取締役の報酬決定方針と手続
取締役の報酬につきましては、透明性、公正性及び合理性を確保するため、取締役会の諮問機関である経営諮問委員会（以下、「経営諮問委員会」といいます。）の審議を踏まえ、取締役会において決定することとしております。
経営諮問委員会は、独立性・客観性・透明性を高めるため、委員の半数以上を社外取締役とし、また、委員長を社外取締役の中から選任する取締役会の諮問機関であり、役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等について審議し、取締役会に対して助言・提言を行うものです。
＜報酬額の決定方針＞

・取締役の報酬は、固定部分である基本報酬及び変動部分である株式報酬等とする。
但し、社外取締役については基本報酬のみとします。
・基本報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給します。
・株式報酬等は、当行の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、役員報酬BIP信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが当行の取締役に付与され、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭が取締役の退任時に交付及び給付される株式報酬型の役員報酬であります。
＜報酬額の決定手続＞
・取締役の報酬額は、株主総会の決議で定められた報酬枠総額の範囲内で、経営諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会の決議をもって決定することとしております。

（4）取締役会による取締役・監査役の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う方針と手続きは、以下のとおりです。
＜取締役選任基準＞
・取締役候補者（社外取締役以外の取締役をいう。以下同様。）は、当行の経営理念に対し、深い理解を持ち、その実現に向け、努力を惜しまない行動ができること。
・取締役候補者は、その職務の執行について十分な情報を収集するとともに、取締役会において積極的に意見を表明できること。
・取締役候補者は、取締役会に関する権利を適時かつ適切に行使し、当行の経営課題の解決を図ることができること。
・取締役候補者は、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、十分な時間を費やし取締役としての職務を執行できること。
・取締役候補者は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当行及び株主共同利益のために行動できること。
・社外取締役候補者は、企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を生かし、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有すること。
＜監査役選任基準＞
・監査役候補者は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、良質な企業統治体制の確立に努力できること。
・監査役候補者は、会議等において能動的かつ積極的に権限を行使し、取締役等に適切に意見を述べることができること。
・社外監査役候補者は、企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を生かし、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有すること。
＜解任検討基準＞
・取締役（社外取締役を含む）又は監査役（社外監査役を含む）につき、重大な法令定款違反や、選任基準に照らして著しく適格性に欠けるなどにより職務執行に障害があると判断される客観的かつ合理的な理由があり、職務の執行を委ねることができないと判断される場合。
＜手続き＞
・取締役の選解任については、上記基準に基づき、経営諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会において株主総会へ付議する取締役選任議案又は解任議案を決議します。
・監査役の選解任については、上記基準に基づき、経営諮問委員会の審議を踏まえ、監査役会の同意を得た上で、取締役会において株主総会へ付議する監査役選任議案又は解任議案を決議します。

（5）取締役会による個々の選任・指名についての説明
個々の選任理由を本報告書で以下のとおり開示いたします。なお、2019年6月26日に開催された第96回定時株主総会において、いずれの候補者も選任されました。
＜取締役候補者＞
・加藤　喜久雄（再任）
1996年6月より取締役に就任し、2007年8月より取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者としました。

・長堀　和正（再任）
戸田西支店長、越谷支店長、執行役員総合企画部長等を歴任したほか、2014年6月より常務取締役に就任し、2017年6月より専務取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者としました。

・小山　和也（再任）
市場金融部長、執行役員リスク統括部長、執行役員融資部長等を歴任したほか、2013年6月より常務取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者としました。

・白井　利幸（再任）
伊奈支店長、志木支店長、執行役員営業企画部長、執行役員人事部長等を歴任したほか、2015年6月より常務取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者としました。

・黒澤　進（再任）
三郷支店長、市場金融部長、リスク統括部長、執行役員総合企画部長等を歴任したほか、2017年6月より常務取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者としました。

・石田　恵美（再任）
弁護士、公認会計士としての広範な専門知識を有し、2006年6月より当行社外監査役を歴任されたほか、2013年6月より当行社外取締役を務められ、引き続きその知識と経験を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としました。

・樋口　武（再任）
富士写真フイルム株式会社執行役員兼フジノン株式会社代表取締役社長、富士フイルムホールディングス株式会社取締役等を歴任されたほか、2015年6月より当行社外取締役を務められ、引き続き経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としました。

・満岡　隆一（新任）
ヂーゼル機器株式会社専務取締役、株式会社フジアイタック代表取締役社長、株式会社ＦＡニイガタ代表取締役社長、ボッシュ株式会社専務取

締役等を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としました。

＜監査役候補者＞
・田中　勇一（新任）
営業企画部長、執行役員川越支店長、執行役員融資部長、専務執行役員東京支店長等を歴任し、また、当行グループ会社の社長を務めるなど豊富な業務経験を有し銀行業務全般に精通しており、監査役として公正な経営の監督を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者としました。

・田村　健次（再任）
埼玉県公営企業管理者、埼玉県出納長等を歴任され、また、学校法人九里学園理事としての職務をとおした豊富な経験や高い知見を有しており、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役候補者としました。

【補充原則４－１－１】
・取締役会は、経営全般に関する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令及び定款に規定するもののほか、取締役会規程において決定すべき事項を明確化し、意思決定を行っています。
・また、「本部決裁区分規程」等に則り、経営陣幹部に適切な範囲で権限を委譲しており、取締役会はその実施状況を監督しております。

【原則４－９】
独立社外取締役の独立性判断基準について、以下のとおり開示いたします。
＜独立性判断基準＞
当行において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならないこととします。
1．当行または当行の関連会社の業務執行者
2．当行または当行の関連会社を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者
3．当行または当行の関連会社の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者
4．当行または当行の関連会社の主要株主、もしくは当行または当行の関連会社が主要株主の業務執行者
5．当行または当行の関連会社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
6．当行または当行の関連会社から多額の金銭その他の財産を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等の一員
7．当行または当行の関連会社から多額の寄付、助成を受けている組織の業務執行者
8．最近において上記1から前7までに該当していた者
9．上記1から前7までに掲げる者（使用人を除く）の近親者
10．上記1から9に該当しても、当該人物の人格、識見等から問題ないとする場合は独立役員ということができる

※「業務執行者」＝業務執行取締役のみならず使用人までとし、監査役は含まない
「主要な取引先」＝支払額または受取額が、総売上高の2％以上
「主要株主」＝総議決権の10％以上の株式を保有する者
「多額の金銭」＝年間1,000万円以上
「最近」＝実質的に現在と同視できる場合（例：株主総会の議案の内容が決定された時点は現在とし、1年以上前は「最近」には該当しない）
「近親者」＝2親等以内の親族

【補充原則４－１１－１】
「取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」については「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の＜取締役会の構成＞、＜取締役会の役割＞、また、「取締役の選解任に関する方針・手続き」についてはコード「原則３－１情報開示の充実」にて開示した「取締役選解任基準」「手続き」に記載しております。

【補充原則４－１１－２】
取締役・監査役の他社との兼任状況は、株主総会招集通知の参考資料、有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則４－１１－３】
当行は、当行の取締役会の規模・構成・運営など、取締役会がその役割・責任を果たす上で重要と考えられる事項について、各取締役・監査役のアンケート形式による自己評価を踏まえ、取締役会の実効性について分析・評価を行うとともに課題の共有化を図っております。
その結果の概要は、以下の通りです。
・取締役会は十分に機能していると評価しておりますが、経営環境の変化や業界動向、アンケート意見等を踏まえて、取締役会の機能・運営、意思決定や監査・監督に必要な情報提供方法などを検討し、取締役会の更なる実効性向上に取組んでまいります。
・また、取締役会の活性化へ向け、特に社外役員に対しては、金融業界を取り巻く環境や当行の実態を理解するための機会を、従来以上に提供してまいります。

【補充原則４－１４－２】
「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の＜取締役・監査役の支援体制・トレーニング方針＞に記載しております。

【原則５－１】
ディスクロージャー方針について、以下のとおり開示いたします。
＜ディスクロージャー方針＞
1　基本的な考え方
・当行は、お客さまとともに継続的かつ安定的に成長し、地域経済、地域社会の発展に貢献するため、お客さま・株主・投資家のみなさまが当行の実態を正確に認識・判断できるよう、継続して公平かつ適時・適切な情報開示に努めます。そのために、情報開示に関する関係法令や証券取引所規則等を遵守するとともに、適切な情報開示統制の構築・運用に取組んでいきます。
2　情報開示統制
（1）体制構築、運用
・株主等との対話全般について、IR所管部の担当役員が統括し、株主等との対話にあたっては、IR所管部署である総合企画部が中心となって、関連所管部とも適切に情報交換を行い、連携して対応します。
・株主等との対話は、株主等の主な関心事項等を踏まえた上で、合理的な範囲で、取締役等が対応します。
・対話等において把握した株主等の意見は、IR所管部の担当役員が取締役会へ適時・適切に報告します。
（2）開示方法

・株主・投資家向けに、決算説明会を開催するとともに、適時、決算発表後の個別面談を実施します。
・個人投資家向けに、県内を中心に会社説明会を開催します。
・IR資料をホームページに掲載し、幅広く株主等への情報開示を実施します。
(3) 情報管理
・未公表の重要な内部情報(インサイダー情報)が外部へ漏洩することを防止するため、社内規程の定めに従い、情報管理を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,787,100	8.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,745,600	5.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,235,400	3.68
株式会社千葉銀行	925,000	2.75
明治安田生命保険相互会社	735,858	2.19
株式会社三菱UFJ銀行	727,587	2.16
住友生命保険相互会社	702,900	2.09
武蔵野銀行従業員持株会	689,204	2.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	591,800	1.76
前田硝子株式会社	575,500	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

野村證券株式会社から2019年10月7日付で提出された大量保有報告書により、2019年9月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行としては2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。
なお、大量保有報告書(変更報告書)の主な内容は以下のとおりであります。
(1) 氏名又は名称:野村ホールディングス株式会社
所有株式数:313,212株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.93%
(2) 氏名又は名称:ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)
所有株式数:139,973株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.41%
(3) 氏名又は名称:野村アセットマネジメント株式会社
所有株式数:1,263,000株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:3.74%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石田　恵美	弁護士								○			
樋口　武	他の会社の出身者								○			
満岡　隆一	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石田　恵美	○	石田恵美氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。 なお、石田恵美氏の戸籍上の氏名は矢野恵美であります。 また、石田恵美氏は筆頭独立社外取締役であります。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、弁護士・公認会計士としての高度な専門的知見を有し、社外取締役として適任であることから選任しております。

樋口　武	○	樋口武氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。 同氏は当行の取引先である富士フイルムホールディングス株式会社の出身でありますが、2013年12月に同社の取締役を退任し、同社の業務執行者であったときから1年以上が経過しております。 また、同氏が取締役を務める株式会社オプトランとは、通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、製造業の経営者としての豊富な経験と知見を有し、社外取締役として適任であることから選任しております。
満岡　隆一	○	満岡隆一氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、製造業の経営者としての豊富な経験と知見を有し、社外取締役として適任であることから選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	7	2	2	3	2	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	7	2	2	3	2	0	社外取締役

補足説明

・取締役会の諮問機関として、経営諮問委員会を設置しております。
・経営諮問委員会では、取締役等の選解任・報酬に関する事項等について審議しております。
・取締役会は、経営諮問委員会の審議を踏まえ、意思決定に反映させることとしております。
・社外有識者2名は、当行の独立社外監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人は定期的な会合において活発な意見交換を行うほか、監査役は必要に応じて会計監査人から報告を求める体制としていることで連携の強化を図っております。
監査役、内部監査部門（「監査部」）は定期的な意見交換等により密接に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
黒石　輯	他の会社の出身者										○			
毛塚　富雄	他の会社の出身者										○			
田村　健次	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒石　輯	○	黒石輯氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、銀行経営者及び監査役としての豊富な経験と知見を有し、社外監査役として適任であることから選任しております。
毛塚　富雄	○	毛塚富雄氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、証券会社経営者及び監査役としての豊富な経験と知見を有し、社外監査役として適任であることから選任しております。
田村　健次	○	田村健次氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。 同氏が理事を務める学校法人九里学園とは、通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、地方行政経験者としての豊富な経験と知見を有し、社外監査役として適任であることから選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当行は、2016年5月13日開催の取締役会において、当行の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、当行の取締役（社外取締役および国内非居住者である者を除く。以下同じ。）を対象としたBIP信託を導入することについて2016年6月28日に開催の第93回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。
BIP信託は役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが当行の取締役に付与され、そのポイントに応じた当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭が取締役の退任時に交付および給付される制度です。
なお、BIP信託の導入により、株式報酬型ストックオプションは廃止し、新規に新株予約権の付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2018年度における当行の取締役に対する報酬等は317百万円､監査役に対する報酬は54百万円であります。
取締役の報酬等には、株式報酬に係る費用計上額28百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本報酬、株式報酬等は、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬については、経営諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会において決定することとしております。なお、監査役は監査役の協議によって決定しております。
2011年6月29日開催の第88回定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額350百万円（決議当時の員数7名）、監査役が年額60百万円（決議当時の員数5名）であります。
また、取締役の報酬限度額とは別枠に、2016年6月28日開催の第93回定時株主総会の決議によって定められた株式報酬等の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等の限度額は、3事業年度を対象として合計300百万円（決議当時の員数7名）であります。
(a) 取締役
取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定部分である基本報酬及び変動部分である株式報酬等で構成し、また、社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成しております。なお、基本報酬は役位毎の責任の重さに応じて支給します。株式報酬は、業績目標を100%達成した場合において「基本報酬」90%、「株式報酬等」10%としており、そのうち株式報酬等は75%を役位に基づく非業績連動部分、25%を業績目標（中期経営計画に定める年度毎の目標値）に基づく業績連動部分により構成しております。
(b) 監査役
常勤監査役と非常勤監査役に大別し、監査役の協議によって決定しております。
なお、監査役賞与の制度はありません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役は取締役会及び経営会議等へ出席しているほか、重要な情報は適時･適切に伝達される体制となっております。
社外監査役は取締役会へ出席しているほか、重要な情報は適時･適切に伝達される体制となっております。
社外監査役を含む監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を1名配置しております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要） 更新

（1）体制の概要
当行では、取締役会及び監査役会を設置し、取締役の職務について厳正な監視を行う体制としております。また、取締役会の下位機関として経営会議を設置し、日常的な業務執行の決定並びにそれら業務執行の監督を行うとともに、執行役員制度の導入により、経営と業務執行の役割分担を明確化し、取締役と執行役員がそれぞれ責任をもって業務を行う体制を確立しております。その他、経営諮問委員会やコンプライアンス委員会等を設置し、企業統治の体制を整備しております。
当行の取締役会は、社外取締役3名を含む8名（男性7名、女性1名）で構成され、原則として毎月1回開催することを常例とし、必要に応じて随時臨時の取締役会を開催し、経営に関する重要な事項、方針及び業務の執行を決定するほか、取締役が取締役会にコンプライアンス、リスク管理、監査結果等の状況について定例的に報告しております。また、取締役会に監査役が出席し、必要と認めるときは意見を述べる体制とし、監視効果を高めております。また、経営会議は、代表取締役のほか、取締役会で指名する取締役をもって構成され、原則として毎月2回ないし4回開催することを常例とし、必要に応じて随時臨時の会議が開催されます。経営会議は、取締役会の定める基本方針に基づいて業務全般に係わる計画及び実施方法に関する一切の重要事項を検討審議しております。当会議には、常勤監査役も出席しており、意見を述べることができます。
また、取締役及び監査役の選解任並びに株主総会で決定した上限枠の範囲内での個別の取締役及び監査役の報酬については、経営諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会及び監査役の協議によって決定することとしております。
さらに、経営の観点からコンプライアンス全般を評価し、あらゆる法令、行内規程の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を実現するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、半期に一度コンプライアンスに係る推進施策の検討などを実施しております。

（2）内部監査及び監査役監査

当行の内部監査組織は、本部内の専門部署「監査部」（23名（2019年9月30日現在））が営業店、本部各部、連結子会社に対し、業務運営の適切性の検証を目的として、定期的に内部監査を実施しております。その結果については取締役会まで報告しております。 監査役会では、監査に関する協議を行っており、各監査役は監査役会で定められた方針に基づき、営業店、本部各部、連結子会社に対し、業務運営の適切性の検証を目的として、定期的に監査を実施しております。

（3）会計監査

当行の会計監査人については、ＥＹ新日本有限責任監査法人と契約しております。会計監査業務を執行する公認会計士は、浅野功氏（当該事業年度を含む継続関与会計期間1年）及び細野和也氏（当該事業年度を含む継続関与会計期間5年）であり、EY新日本有限責任監査法人に所属しております。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、公認会計士試験合格者5名、その他8名であります。

2018年度における監査報酬の内容（監査公認会計士等に対する報酬の内容）

・提出会社

監査証明業務に基づく報酬　60百万円

非監査業務に基づく報酬　　－百万円

・連結子会社

監査証明業務に基づく報酬　 7百万円

非監査業務に基づく報酬　　－百万円

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行が当該体制を採用する理由は、法令、行内規程を遵守しつつ、迅速に意思決定を行い、執行及び監督についても効率的に行うためであります。また、当行では、一般株主と利益相反のおそれがない社外取締役3名及び社外監査役3名を選任しておりますが、その理由は、取締役の職務執行に係るモニタリング・監査に加え、取締役会への出席等を通じて、独立・中立の立場で幅広い視野から積極的に経営に関する意見表明・助言等を行うことで、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されるためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月26日開催の第96回定時株主総会の招集通知を2019年6月4日（3週間前）に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会については、より多くの株主さまにご出席いただくことを目的として、集中日を回避した開催日の設定をしております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主さまの利便性向上をはかるため、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しているほか、招集通知の発送前開示を行っております。
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知と株主総会参考書類を英訳し、当行ホームページ及び東証上場会社情報サービスに掲載しております。
その他	株主総会運営においてビジュアル化を進め、グラフや図表を取り入れた映像やプロによるナレーションを用いて、株主の皆さまに分かりやすい株主総会に努めております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2012年度より個人投資家向け会社説明会を開催しております。 2019年度は、7～9月に12会場で開催しました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回（6月）にラージミーティングを開催しております。 （2019年6月開催時は94名が参加。） また、決算発表後個別ミーティングを随時行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	（URL）http://www.musashinobank.co.jp/irinfo/ 決算短信・有価証券報告書・IR会社説明会資料等を掲載しております。 （URL）http://www.musashinobank.co.jp/en/irinfo/ アニュアルレポート・英文決算短信を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画部内に広報・CSRグループを設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行では、経営理念並びに行動憲章においてステークホルダーの尊重について言及しております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	・当行では、環境・社会・企業統治というＥＳＧの視点を銀行経営に積極的に採り入れ、持続可能性（サステナビリティ）に配慮した取組みを継続的に行っています。 ・2019年3月には「武蔵野銀行ＳＤＧｓ宣言」を制定し、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みの更なる深化を図り、一層の地域への貢献を目指し、持続可能な地域社会づくりに注力しております。 ・地域の豊かな生物多様性の維持向上に向け、環境保全団体との協働・活動支援などを実施しています。 ・地域活性化に向け、産業振興や地域創生の基盤構築に注力しているほか、多様な人材の活躍推進や働き方改革、健康経営や金融経済教育などに取組んでいます。 ・コーポレートガバナンスの充実、内部統制システムの整備・強化、リスク管理体制の高度化、コンプライアンス・顧客保護管理体制の強化、マネーロンダリング対策などに注力しています。 ・これらの取組みにつきましては、ニュースリリース等で随時告知するほか、ディスクロージャー誌やホームページなどに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当行では、行動憲章に、企業内容・経営情報の積極的な開示について定めております。
その他	≪女性の活躍の方針・取組に関して≫ 当行では、女性の活躍推進に向けて、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備や女性のキャリア形成支援について取組みを進めております。 これまでに、育児休業中の従業員を対象とした職場復帰プログラム支援、女性のキャリア形成支援のためのキャリア面接、出産・育児等により退職した女性を再雇用するリターン制度を実施しております。こうした取組みが評価され、2016年４月に「女性活躍推進法」に基づく最上位認定（愛称えるぼし）、2017年６月に「次世代育成支援対策推進法」に基づく特例認定（プラチナくるみん）をいただきました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行では、「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり定めています。

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当行の倫理、行動の基本指針である「行動憲章」及び法令遵守の基本的規則である「コンプライアンス・マニュアル」を定めるとともに、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を年度毎に策定し、法令遵守の徹底に努めております。

・頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守に関する重要事項について審議することとしております。

・当行全体のコンプライアンスの統括部署としてリスク統括部経営法務室を設置するとともに、各部店内にコンプライアンス体制を統括管理する「法令遵守担当者」を任命しております。

・法令違反行為その他のコンプライアンスに関する行内通報制度としては、「内部通報制度規程」に基づき「直接報告・相談制度」を設け、その運用を行うこととしております。

・財務報告の適正性を確保するために「財務報告に関する基本方針」を定めるとともに、必要な内部管理体制を整備しております。

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を排除・遮断するための対策として、対応部署を総務部内に設置しております。また、行内規程を設け、問題発生時には、直ちに取締役等の経営陣に報告するとともに、警察等関連機関と連携できる態勢を整えております。さらに、取締役会において、当該態勢が機能しているか、定期的に検証することとしております。

・監査役及び内部監査部署は、当行の法令遵守体制等の運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を要請できることとしております。

2．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・リスク管理の基本事項に関し、「統合的リスク管理規程」を定めるとともに、リスク統括部を当行全体のリスク管理の統括部署としております。

・業務に係る各種リスクに対しては、別途定めるそれぞれのリスク管理規程により、担当部署、管理運営方法等を定めるものとしております。

・経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合、「緊急時対応計画」に基づき、被害を最小限に止めるとともに、業務の継続性確保及び早期復旧に向けた対応を図ることとしております。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会を定期的に開催し、取締役の職務の執行を監督しております。

・取締役会は、取締役で構成する経営会議に、取締役会において大綱を定めた経営上重要な事項の執行についての審議を委任しております。

・取締役会の決議に基づく業務執行は、取締役会の決議により選任された執行役員及びその他の責任者が、「組織及び事務分掌規程」等の行内規程に基づきこれを行っております。

・取締役会及び各取締役は、執行役員及びその他の責任者の職務を監督する権限を有し、その責任を負うものとしております。

4．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び行内規則に基づき適切かつ確実に保存及び管理することとしております。

5．当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当行グループ会社における業務執行については、別途定めている関連会社等管理規程ほか行内規程等に基づき運営、管理し、グループ全体としての業務の適正化を図ることとしております。

・当行が定める関連会社等管理規程において当行とグループ会社の協議・報告事項を定め、定期的又は随時、協議・報告することを義務付けております。

・当行は定期的に当行及びグループ会社の取締役が出席する「グループ情報連絡会」を開催し、相互の情報共有に努めております。

・当行はグループ会社各社にその事業内容毎に想定されるリスクに応じ、その対応規則制定と体制の整備を行わせ、グループ全体としての統合的リスク管理体制を構築しております。

・当行は関連会社等管理規程において、グループ会社の業務内容に応じて当行の所管部を明確にし、指導及び管理を行っております。

・当行が定めた経営計画をグループ会社に周知徹底するとともに、グループ会社に事業内容、規模等に応じ経営計画の作成をさせ、進捗管理しております。

・当行はグループ会社各社にコンプライアンス・マニュアル又は行動規範の作成と体制の整備を行わせ、法令遵守の徹底に努めております。

・当行はグループ会社各社が定めた法令遵守担当者に対し、定期的に研修を行い、その内容を各社職員へ周知することとしております。

・法令違反行為などの通報制度として、グループ会社の取締役及び使用人から当行の担当部署へ通報できる内部通報制度を設け、その運用を行うこととしております。

・当行の内部監査部署は、グループ会社に対する監査を実施し、業務の適正化に努めております。

6．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を1名配置しておりますが、今後とも1名以上配置することとし、当該補助者の任命、解任、異動については、監査役会の意見に基づき行うこととしております。

・監査役補助者は、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。

(2) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は当行の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役会に遅滞なく報告することとしております。また、監査役は必要に応じて当行グループの取締役及び使用人、会計監査人等に対して報告を求めることができる体制としております。

・内部監査部署は当行グループにおける監査結果について、監査役へ報告することとしております。

・内部通報制度の担当部署は、当行グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について監査役へ報告することとしております。

(3) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

・監査役へ報告を行った当行グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しております。

・内部通報制度規程において、当行グループの取締役及び使用人が直接通報を行うことができることを定めると共に、当該通報をしたこと自体による不利な取扱いの禁止を明記しております。

(4) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

(5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役会、経営会議、その他重要な会議に監査役が出席し、意見を述べる体制としているほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見の交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行及びグループ会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断しこれを排除します。また、金融機関としての業務の公共性にかんがみ、公共の信頼を維持し、預金者等の保護を確保すると共に金融の円滑を図り、業務の適切性及び健全性を確保するために、反社会的勢力と一切の関係を遮断、排除し、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応します。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を排除・遮断するための対策として、対応部署を総務部内に設置しております。
また、行内規程を設け、問題発生時には、直ちに取締役等の経営陣に報告するとともに、警察等関連機関と連携できる態勢を整えております。さらに、取締役会において、当該態勢が機能しているか、定期的に検証することとしております。
(2) 反社会的勢力を排除するために各種預金規程、銀行取引約定書、金銭消費貸借契約証書、各種融資契約書等へ暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力を排除する態勢を整備しております。
(3) 反社会的勢力に対応するためのポイントを「コンプライアンス・マニュアル」に掲載し、併せて詳細な対応については、「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、研修・諸会議を通じて行内への周知徹底を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制図】

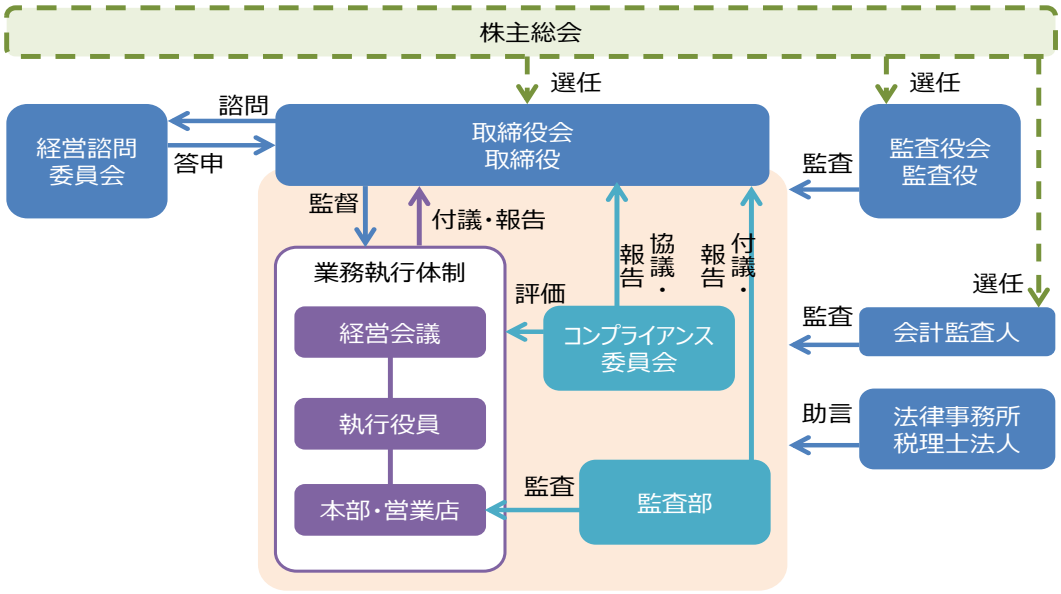

【リスク管理体制図】

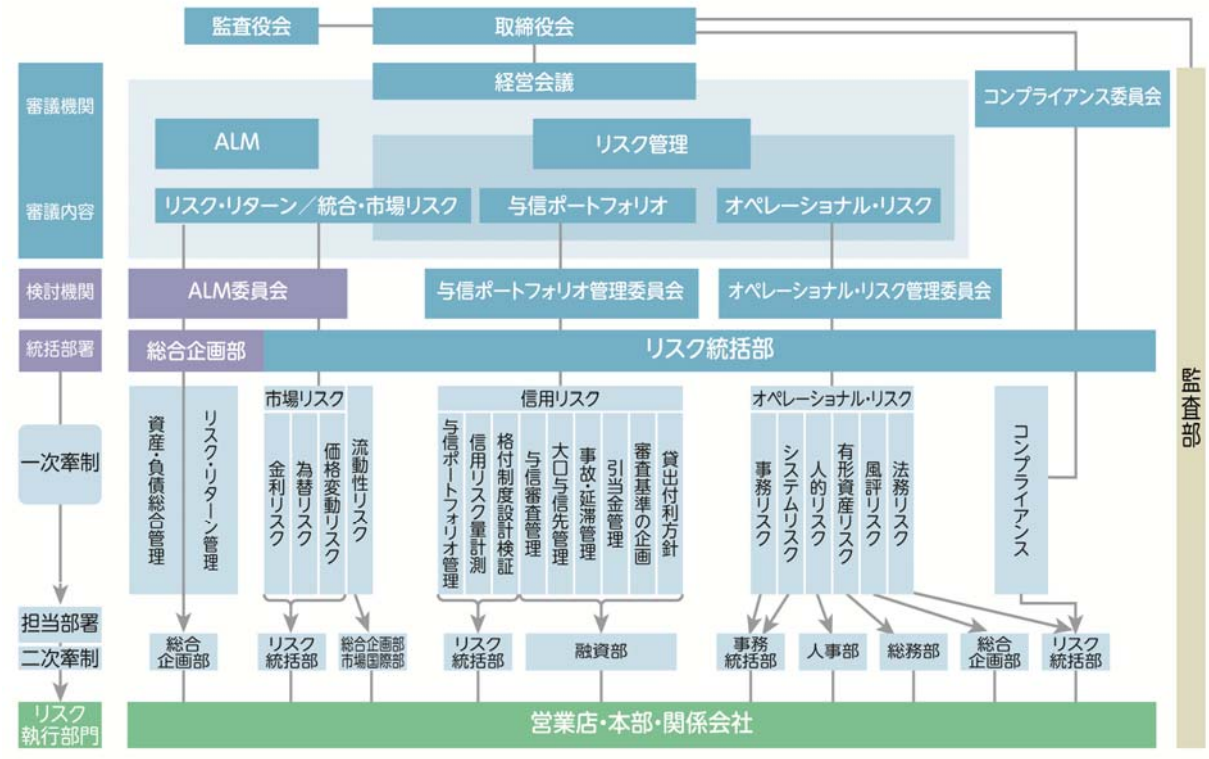

【適時開示体制の概要】

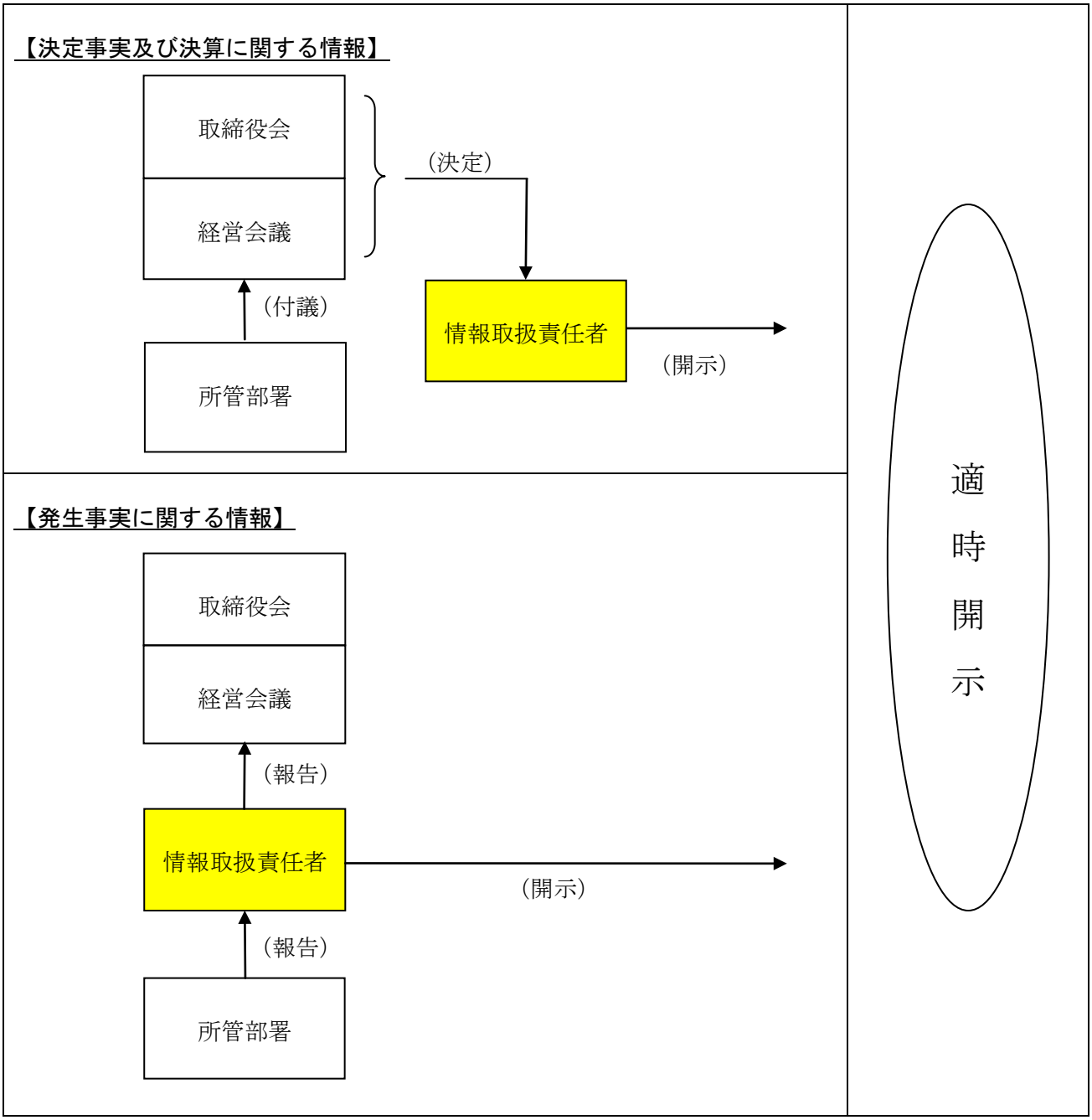

※「情報取扱責任者」の担当部署は、総合企画部であります。

以 上